

ひとり親家庭の審査を、更新時点で改めて行いますので、申請書や添付書類はすべて揃えてご提出をお願いします。

商用者証明書交付申請書
事業利用証明書

更新のタイミング
で再申請されるときは「更新」に丸をしてください。

- また、私は、次の2点について、横濱市が申請書の交付を申請します。
- 当該証明書の交付を受けるに当たり、横濱市が申請書の交付を受けること
 - 本事業の適正な実施のために、日常生活支援事業の利用に関する情報提供及び区役所への相談状況の照会を行うこと

12桁のマイナンバー
を記入してください。

※太枠内をご記入ください。

個人番号 (マイナンバー)	1234-4567-8901		申請日	令和 〇年 〇月 〇日	
ふりがな 申請者氏名	よこはま はなこ 横濱 花子		住所	(〒 231-0005) 横浜市中区本町6-50-10	
生年月日	昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日		母子、父子、寡婦の法律での規定は、申請書2枚目に記載されています。	過去に本事業の利用経験がある方は特に、現在の生活状況についてなるべく詳細に記載してください。	
ひとり親家庭の類型(1) 該当する欄にレ点	☒ 母子 ☐ 寡婦 ☐ 父子		※母子・父子:20歳未満の児童を扶養していること		
支援を希望する理由	現在の生活状況等を差支えない範囲で記入してください。				
お子さんの状況	ふりがな 氏名	生年月日	保育所(幼稚園)		
	よこはま たろう 横濱 太郎	平成〇年 〇月 〇日	〇〇小学校 1年生		
	よこはま じろう 横濱 次郎	令和〇年 〇月 〇日	〇〇保育園		
		年 月 日			

※必ず「ふりがな」をお願いします。
※欄が足りない場合は申請書を2枚お使いください。

添付書類	(1) 全員（必須）	次のア及びイの2点 ア 申請者本人の個人番号カード（両面）または通知カード（表面）のコピー イ 世帯全員の住民票の写し（原本） ※個人番号の記載は不要です。 ※本籍、世帯主の氏名及び続柄、外国人記載事項の表示は省略しないでください。 ※申請日から1か月以内のものを添付してください。
	(2) (1)に加えて必要になる書類（それぞれ該当する場合）	● 添付書類(1)アが通知カードのコピーの場合 次のアからオのいずれか1点（写真が入ったページ）のコピー ア 運転免許証 イ パスポート ウ 身体障害者手帳 エ 精神障害者福祉保健手帳 オ 在留カード又は特別永住者証明書 または次のカからケのいずれか2点のコピー カ 国民健康保険証 キ 健康保険証 ク 国民年金手帳 ケ 児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書 ● 申請日現在、児童扶養手当を受給していない場合 次のアまたはイのいずれか1点 ア 当該申請者および申請者が扶養している児童等の戸籍全部事項証明書 イ 当該申請者および申請者が扶養している児童等の戸籍謄本（原本） ※申請日から1か月以内のものを添付してください。

※いただいた個人情報は、横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業についてのみ使用いたします。
※受託事業者個人番号を情報提供することはありません。

※参考 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」 抜粋

第六条 この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる女子をいう。

- 一 離婚した女子であつて現に婚姻をしていないもの
- 二 配偶者の生死が明らかでない女子
- 三 配偶者から遺棄されている女子
- 四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子
- 五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失っている女子
- 六 前各号に掲げる者に準ずる女子であつて政令で定めるもの

2 この法律において「配偶者のない男子」とは、配偶者と死別した男子であつて、現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる男子をいう。

- 一 離婚した男子であつて現に婚姻をしていないもの
- 二 配偶者の生死が明らかでない男子
- 三 配偶者から遺棄されている男子
- 四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない男子
- 五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失っている男子
- 六 前各号に掲げる者に準ずる男子であつて政令で定めるもの

4 この法律において「寡婦」とは、配偶者のない女子であつて、かつて配偶者のない女子として民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう。